

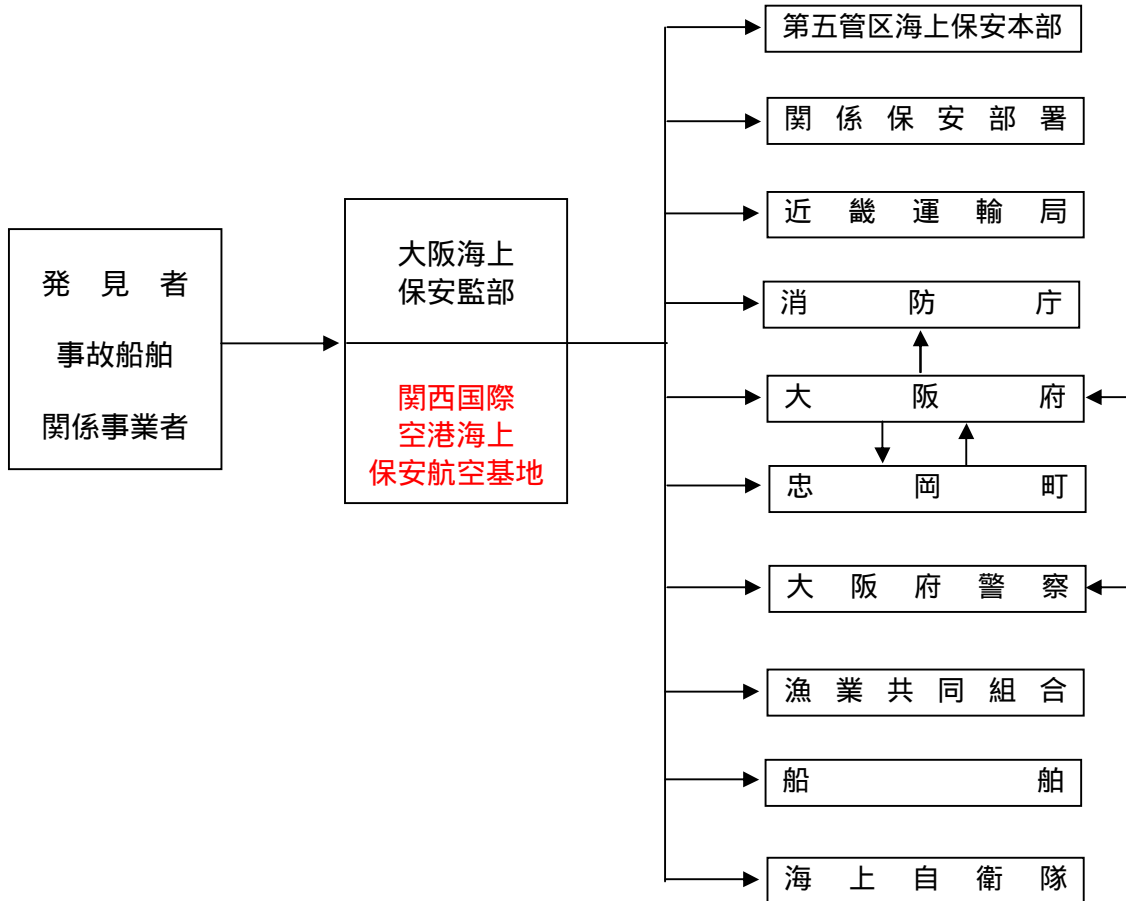
### 第3節 海上災害応急対策

本町、大阪府その他の防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等(以下「危険物等」という。)の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

#### 第1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

##### 1 通報系統



## 2 連絡事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、又は施設名並びに危険物等の種類及び量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

## 第2 事故発生時における応急措置

第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）及びその他の関係機関は、関係事業者等に対し、危険物等の流出拡散防止・化学処理、損傷箇所の応急修理、油の移し替え、二次災害の防止等の指導・勧告を行うとともに、速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置を行う。

### 1 乗組員等の救出

第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）は関係機関と協力し、負傷者等の救助を行う。

### 2 災害広報

#### (1) 船舶への周知

第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

#### (2) 沿岸住民への周知

本町及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

## 第3 事故対策連絡調整本部の設置

ふ頭又は海岸に係留されたタンカーの事故の場合、本町は、関係機関相互の連絡を緊密にし、さらに、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、知事と協議し、事故対策連絡調整本部を設置する。

## 1 構成及び設置場所

### (1) 構成

本町（消防本部を含む）、岸和田海上保安署・関西空港海上保安航空基地、近畿運輸局、大阪府、大阪府警察、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

### (2) 設置場所

岸和田海上保安署・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い適当な場所、若しくは船艇とする。

## 2 事故対策連絡調整本部への報告等

次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ、必要な調整を図る。

(1) 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

(2) その他各機関等が事故対策連絡調整本部への報告することが適当と認める事項に関すること。

## 第4 海上火災

第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）、本町消防本部は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火を実施する。

### 1 沿岸に停泊又は航行中の船舶火災対策

沿岸に停泊又は航行中の船舶火災については、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）が消火活動にあたる。

### 2 係留中の船舶火災対策

係留中の船舶火災については、本町消防本部が、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）、泉大津警察署その他の協力ののもとに、次のとおり消火活動、安全対策を行う。

(1) 海上（消防艇）及び陸上（本町消防本部）からの消火活動

(2) 危険物取扱施設及び付近住家への延焼防止のため、必要により曳船等の措置

(3) 消火活動に支障をきたさないための立入禁止区域の設定、付近住民の避難措置

なお、火災が大規模で十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定に基づき、関係消防本部の消防車、消防艇、ヘリコプター等の応援を求める。

## 第5 流出油対策

「大阪湾流出油災害対策協議会」は、大阪湾において大量の油が流出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、かつその実施を推進する。又、万一油が流出

した場合、各機関は共同して、情報の収集、伝達・警戒区域の安全対策・広報活動・流出油防除資材の提供及び輸送・流出油防除作業・廃棄物等の処理・人命救助及び救護作業等の流出油防除活動を行う。